資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億六千二万五千円、資本準備金の額を金六億五千九百九十七万五千円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年九月四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十四日

掲載頁　六十頁（号外第一五七号）

平成二十七年八月三日

鳥取県米子市大崎字中海ノ二丁目三四三九番七号　鳥取米子ソーラーパーク株式会社

代表取締役　藤井　宏明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月三日

福島県福島市松川町字天王原九番地

北芝電機株式会社

代表取締役　管野　義知

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月十八日を基準日と定め、同日五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十七年八月三日

福島県福島市松川町字天王原九番地

北芝電機株式会社

代表取締役　管野　義知

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月三日

宮城県塩釜市北浜三丁目九番二六号

株式会社塩釜商会

代表取締役社長　下田　啓二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月三日

東京都立川市錦町二丁目四番二号

エスアイ技研株式会社

代表取締役　小阪　典昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月三日

神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目一番一号　株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役社長　鈴木　隆

合併につき株券等提出公告

当社は、名伸電機株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月三日

岐阜県関市新迫間七三番

株式会社名伸電機製作所

代表取締役　市川　洋平

合併につき株券等提出公告

当社は、中央ビル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月三日

名古屋市千種区内山三丁目一〇番一七号

株式会社気和

代表取締役　麦島　善廣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である弓張武彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月三日

東京都千代田区九段南二丁目四番一一号

H. Holstein GmbH&Co. KG

日本における代表者　弓張　武彦

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市森崎三丁目五番、最後の住所神奈川県横須賀市大矢部三丁目一四番一四―三〇五号　被相続人　亡　近藤　仁

右被相続人は平成二十七年四月推定二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十三日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月三日

神奈川県横須賀市大矢部三丁目一四番一四―三〇五号

相続財産管理人　近藤　美香

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　平成二十七年三月三十日発行の第六回新株予約権の新株予約権者　平塚栄五個　澤田清恵五個

二、取得の日　平成二十七年八月三十一日

平成二十七年八月三日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

プラスワン・マーケティング株式会社

代表取締役　増田　薫

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年八月十七日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

A号優先出資、B号優先出資、及びC号優先出資（以下、総称して「本件優先出資」という。）のうち、特定資産の売却、特定資産からの信託配当その他の収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額にて、当社の資産流動化計画に係る業務の終了前に一部又は全部を償還することで、当社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるために行う（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が当社の資産流動化計画に定める計算方法に従って本件優先出資の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

本件優先出資の額の減少をする場合は、これを当社の現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその算定方法

金七十万円

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はA号優先出資とし、その口数は十四口とする。

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の消却の方法

取締役が決定する減少する本件優先出資金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。この場合、消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金七十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十七年八月三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

秋葉原大栄ビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三日付第一七四号三二

ページ●同日付政府調達第一四四号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）